

人口減少社会における新成長戦略(3)

目標:一人当たりGDPを上昇させる

① 就業率を上昇させる

【働ける環境の整備】

- ✓ 若者、女性、高齢者、障がい者の就業率向上
- ✓ 職業訓練、就労支援、雇用の質の向上

② マーケットと雇用を創出する

【地域に密着したサービスによるマーケットと雇用の創出】

- ✓ 介護、保育、家事等のアンペイドワークを社会化してマーケット創出
- ✓ 高齢者の住まい、配食、健康づくり、見守りなど生活周辺領域も拡大
- ✓ 自宅周辺、出身地周辺の雇用の場の創出
- ✓ 新たな子ども・子育て支援システム

③ 生産性を上げる

【良質な医療サービスの提供】

- ✓ 病床機能分化、専門職種の役割分担の見直し

【イノベーション】

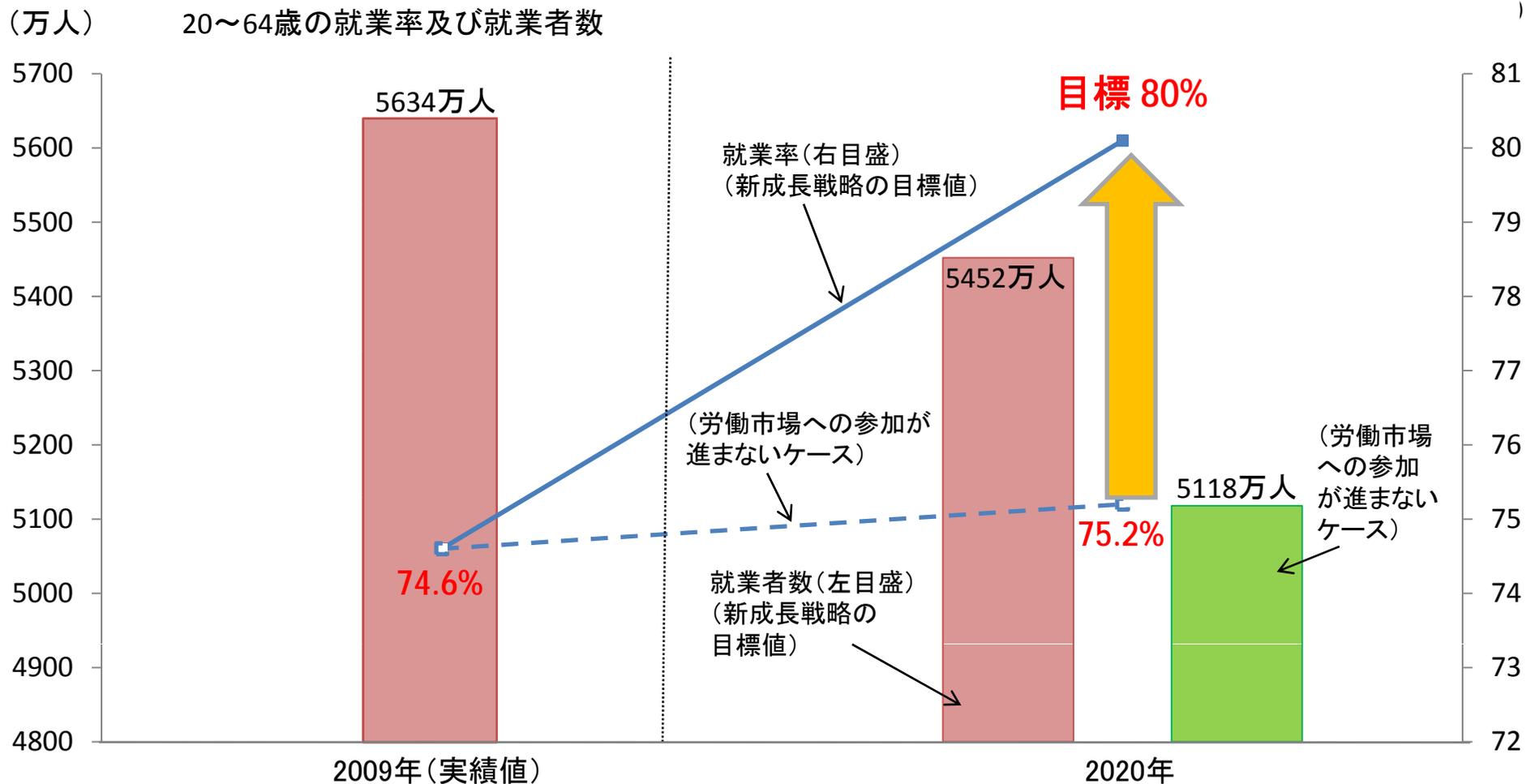
- ✓ 創薬、医療機器、介護機器(福祉用具)開発の促進

【海外への展開】

- ✓ 国際医療交流(外国人患者の受入れ)
- ✓ 水ビジネスのアジア展開

① 就業率を上昇させる

○ 労働力の減少を跳ね返すため、若者・女性・高齢者・障がい者など、あらゆる人が就業意欲を実現できる「持続可能な全員参加型」社会を構築し、就業率・就業者数を上昇させる必要がある。



- (注) 1. 新成長戦略において、20~64歳の就業率の目標を80%(2020年)としており、このとき、15歳以上の就業率(56.9%)は、2020年において維持されることとなる。また、就業者数は、就業率の目標が達成されたときの見込み数である。
2. 「労働市場への参加が進まないケース」とは、2009年の性別・年齢別の就業率が2020年まで変わらないと仮定したケースである。国立社会保障・人口問題研究所による性別・年齢別の将来推計人口(2020年)に、2009年の各層の就業率を乗じ、2020年の就業者数を試算。試算した就業者数の合計を2020年の20~64歳人口で割ることにより、2020年の就業率を算出。

①就業率を上昇させる 【働ける環境の整備】

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
「雇用・人材戦略」

現状の課題

現在、我が国社会は少子高齢化が進展し、グローバル化の中にある。
雇用の「量」の拡大と「質」の向上を図り、だれもが性や年齢、障がいの有無、地域の違いに関わらず、意欲と能力を発揮し、安心して雇用・社会活動に参加できる活力あふれた「高質な労働市場」を構築する必要

今後の対応(1)

就労意欲を実現できる持続可能な全員参加型社会の構築

- 少子高齢社会における就業率の向上
- 「フリーター等正規雇用化プラン」の推進、地域若者サポートステーション事業の充実等による、若者の就労促進
- 保育サービスの拡充、仕事と家庭の両立支援、マザーズハローワーク事業の推進、ポジティブ・アクションの推進強化等による女性の活躍推進のための環境整備等による女性の就労促進
- 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の推進等による、高齢者の就労促進
- 障害者権利条約批准に向けた障害者雇用促進法の見直しの検討、在宅就業者を含むスキル・アップ施策の拡充等による、障がい者の就労促進

成長力を支える「トランポリン型社会」の構築

- パーソナル・サポート(個別支援)のモデルプロジェクトの実施と制度化に向けた検討
- 就労・自立を支える「居住セーフティネット」の検討・整備
- 失業者が着実に労働市場に復帰するための、第2セーフティネットの充実

実施時期・効果等

20歳～64歳の就業率	74.6%	80%
15歳以上就業率	56.9%	57%
20歳～34歳の就業率	73.6%	77%
若者フリーター ピーク時	217	124万人
25歳～44歳の女性就業率	66%	73%
第1子出産前後の女性の継続就業率	38%(2005年)	55%
男性の育児休業取得率	1.23%(2008年)	13%
60歳～64歳の就業率	57%	63%
障がい者の実雇用率	1.63%	1.8%
国における障がい者施設等への発注拡大：8億円		

2011年度～
求職者支援制度の創設

以上、特記のないものは2009年実績→2020年目標

今後の対応(2)

「実践キャリアアップ戦略」の推進

- 職業能力を客観的に評価する「キャリア段位」制度の導入（「日本版NVQ」の創設）
- 職業訓練の在り方に関する検討

「地域雇用創造」の推進

- 「重点分野雇用創造事業」等の活用による地域雇用の創造

ワーク・ライフ・バランスの実現

- 労働時間等設定改善法に基づく「指針」の見直しによる年次有給休暇の取得促進等
- 指針に基づく取組の実績を踏まえた見直し等

同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進

最低賃金の引上げ

- 「円卓合意」を踏まえ、最低賃金の引上げと中小企業の生産性向上に向けた政労使一体となった取組

職場における安全衛生対策の推進

- 労働災害防止のため、労働者の安全と健康の確保対策を充実強化
- 職場におけるメンタルヘルス対策、受動喫煙による健康障害防止対策を推進

実施時期・効果等

ジョブ・カード取得者 22.4 300万人

公共職業訓練受講者の就職率

施設内 75.2% 80%

委託 62.2% 65%

（2009年12月末までに修了したコースの訓練修了3ヶ月後の就職実績）

週労働時間60時間以上の雇用者の割合

10%（2008年） 5割減

年次有給休暇の取得率を、

47.4%（2008年） 70%

最低賃金引上げ

（全国最低800円、全国平均1000円）

労働災害発生件数

119,291件（2008年） 30%

メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合

33.6%（2007年） 100%

以上、特記のないものは2009年実績→2020年目標

② マーケットと雇用を創出する 地域経済を支える地域に密着したサービスパッケージ

医 (医療・介護・子育てなど)

「看取り」も含め最期まで自分らしく
生きることを支える在宅医療(訪問
診療・訪問看護)の整備

在宅介護サービスの拠点整備など
地域包括ケアの体制整備

住民から見て、幼稚園や保育所を
シームレスに利用でき、非施設型な
ど多様な保育ニーズに応える新た
な子ども・子育て支援システムの構
築

(2020年)
 ✓医療の市場規模 59兆円
 ✓介護の市場規模 19兆円
 ✓医療・介護分野の新規雇用 201万人

健康関連サービス業 市場規模 25兆円
 新規雇用 80万人

✓保育サービス等の拡充による女性の就業継
 続等による収入増 3.3兆円

(2017年)
 ✓保育サービス等従事者増による所得増 0.5兆円
 ✓保育サービス等の新規雇用者数 16万人

食 (配食など企業やNPOのサービス)

配食サービス、見守りサービス、
フィットネスなど、付加価値の高い
サービス網の構築

企業等の行うサービスと公的サー
 ビスとが複合的に高齢者等の生
 活を支えられるよう、サービス事
 業者の品質基準、連携標準約
 款、コンソーシアムを作る
 【経済産業省と連携】

地域の自立

住民は住み慣れ
た地域で暮らし続
けられる

働く人は、自宅や
出身地周辺で働
き続けられる

住 (バリアフリー住宅)

一人暮らし高齢者等の増
 加に対応する、ケア付き
 高齢者住宅の整備
 【国土交通省と連携】

【参考】地域経済に占める年金の割合
 (対県民所得比)

